

指定訪問介護・基準該当訪問介護に係る人員配置基準

職種	指定訪問介護		基準該当訪問介護	
	資格要件	配置基準	資格要件	配置基準
管理者	なし。資格不要	もっぱらその職務に従事する常勤の者1名	指定訪問介護と同じ	もっぱらその職務に従事する者1名。管理上支障がなければ兼務可
サービス提供責任者	いずれかの要件を満たすこと。 ・介護福祉士 ・介護職員基礎研修課程又は1級課程を修了した者 ・3年以上介護等の業務に従事した者であって、介護職員初任者研修課程を修了したもの ・看護師又は准看護師	もっぱら訪問介護の職務に従事する常勤の者を事業の規模に応じて1名以上		訪問介護員のうち1名以上
訪問介護員	いずれかの要件を満たすこと。 ・介護福祉士 ・介護職員初任者研修修了者 ・看護師又は准看護師 等	常勤換算で2.5人以上 (この2.5人にはサービス提供責任者を含む)		3人以上
その他	同居家族に対するサービス提供の禁止		次の条件の元で同居家族に対するサービス提供が可能 ・担当訪問介護員の同居家族への従事時間が、総従事時間のおおむね2分の1を超えない ・身体介護を主な内容としたサービスである ・利用者がへき地や離島地域に住んでいる	